

第25期第1回練馬区農業委員会総会 議事録

- 1 日 時 令和5年8月4日(金)午前10時から10時30分まで
- 2 場 所 練馬区役所 本庁舎19階 1902会議室
- 3 出席委員 相原和彦、井口和喜、尾崎賀一、加藤直正、神田靖仁、洒井利博、櫻井祐次、篠田政巳、荘埜晃一、田中聖晃、橋本良子、宮部光夫、計12名
- 4 欠席委員 榎本重恭、篠貞夫、保戸塚武彦、渡邊仁、計4名
- 5 議 事
 - (1) 議事録署名人について
 - (2) 会長の互選について
 - (3) 副会長の互選について
 - (4) 議席の決定について
- 6 協 議 令和5年度農地パトロールの実施について
- 7 報 告
 - (1) 生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて
 - (2) 練馬区農業委員会後援名義等使用承認について
 - (3) 農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号(市街化区域内の農地の転用)に基づく届出の受理について
- 8 その他

事務局 局長 本日はお忙しいところ、お集まりいただきましてありがとうございます。欠席の連絡を連絡いただいている委員の方以外は皆様お集まりですので、始めさせていただきます。只今から第25期第1回練馬区農業委員会総会を開会いたします。本日は委員改選後の初めての総会で、正副会長も選任されておられませんので、議案の審議に入るまでの間、事務局が議事進行を務めさせていただきます。

事務局 次長 本総会は、農業委員会等に関する法律第27条第1項の規定により、練馬区長が召集をさせていただいたものです。本日の出席委員は12名です。榎本重恭委員、篠貞夫委員、保戸塚武彦委員、渡邊仁委員から欠席の連絡をいただいております。総会の会議は、在任中の過半数の委員が出席した時に成立しますので、本日の会議は成立です。なお、皆様がお座りの席ですが、仮の席ということで、お名前の五十音順に着席いただいております。議事に入る前に、第25期農業委員の皆様をご紹介させていただきます。

総会資料の2ページをお開きください。

こちらが第25期委員の名簿でございます。五十音順でお名前を呼び上げさせていただきますので、その場でご起立をお願いします。

(第25期農業委員の紹介)

以上、欠席の委員を含めまして、16名の方が第25期農業委員です。

3年間よろしく願いいたします。

続きまして、農業委員会事務局の職員から自己紹介をいたします。

(事務局職員の紹介)

それでは、これより議事に入ります。

議事の1番目「議事録署名人について」です。農業委員会の総会では毎回議事録を作成して、公表しております。事務局で作成した議事録が間違いないことを証明するために、農業委員会会議規則にお

きまして、農業委員会の議事録を2名以上で署名する事となっております。皆様がよろしければ、前期までと同様に五十音順に毎回2名ずつ議事録署名人となって頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

(異議なし)

それでは、異議なしとのことですので、五十音順で2名ずつ指名させていただきます。今回の議事録署名人は、相原和彦委員、井口和喜委員にお願いします。

つぎに、議事の2番目「会長の互選について」です。

「農業委員会等に関する法律第5条第2項」には、「会長は、委員が互選した者をもって充てる」とありますが、互選の方法はいかがいたしましょうか。

相原和彦委員 事務局の考えがあれば示してください。

事務局次長 事務局の考えをとということでしたので、よろしければ事務局として推薦したいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

事務局次長 それでは、事務局として推薦させていただきます。第24期まで副会長を務められていた尾崎賀一委員を会長として推薦いたします。

事務局次長 皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

尾崎賀一委員、お願いしてよろしいでしょうか。

(尾崎委員、同意)

それでは、尾崎賀一委員が会長に就任されることになりました。尾崎賀一会長、よろしく申し上げます。

つぎに、議事の3番目「副会長の互選および職務代理の順位について」です。「練馬区農業委員会会議規則」において、「会長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ定められた副会長がその職を代理する」とされております。法律上も「互選した者がその職務を代理する」とあります。なお、練馬区農業委員会では、これまで副会長を2名選出し、会長の職務代理の順位で第一副会長、第二副会長として定めてきました。今期につきましても同様の体制として、副会長2名を互選で決めたいと思いますが、先程の会長と同様に、事務局から推薦させていただいてもよろしいでしょうか。

(異議なし)

事務局 長 異議なし、とのお言葉をいただきましたので、事務局から推薦させていただきます。第一副会長に田中聖晃委員、第二副会長に篠田政巳委員を推薦いたします。

事務局 次 長 ただいま推薦いたしました田中聖晃委員および篠田政巳委員を、お一人ずつ皆様にお諮りいたします。まず、第一副会長を田中聖晃委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。つぎに、第二副会長を篠田政巳委員にお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。お二方、お願いしてよろしいでしょうか。

(田中委員、篠田委員、同意)

ありがとうございます。それでは、田中聖晃委員に第一副会長を、

篠田政巳委員に第二副会長をお願いしたいと思います。お二方、どうぞよろしく申し上げます。

つぎに、議事の4番目「議席の決定について」です。

議席の決定は、練馬区農業委員会会議規則第7条により、くじで定めるとしておりますので、これから各委員にくじを引いていただきます。

4ページをお開きください。正副会長の席は記載の席とさせていただくとともに、会長の隣は事務局長席とさせていただきます。他の委員の方々は五十音順でくじを引いていただきます。それでは、始めさせていただきます。

(五十音順で抽選)

議席が決定いたしましたので、席順にお名前を呼び上げさせていただきます。

(席順に名前呼び上げ)

本日ご欠席の榎本重恭委員、篠貞夫委員、保戸塚武彦委員、渡邊仁委員の議席については、次回の総会時にくじを引いていただき、決定したいと思います。それでは皆様、お席のご移動をお願いします。

(全員、席を移動)

それでは協議の審議に移る前に、会長および副会長から一言ずつご挨拶をいただければと思います。はじめに、尾崎賀一会長申し上げます。

尾崎賀一会長

第25期農業委員会会長を務めさせていただきます、尾崎賀一です。私が農業委員になってから、さまざまな制度が出来まして、農地の保全や、農業者を支援する動きは進んでおります。しかし、年々農地は減少しているのが現状です。農地の保全のため、農業者に寄り添った農業委員会を目指していきたいと考えております。皆さんの協力

をもって進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局次長 つぎに、田中聖晃副会長お願いします。

田中聖晃副会長 副会長を務めさせていただきます、田中聖晃です。私は初めての農業委員となりますが、練馬区の農地の番人を目指し、農地パトロールや農地の活かし方など、様々な部分を守っていきたくと考えております。よろしくお願いいたします。

事務局次長 つぎに、篠田政巳副会長お願いします。

篠田政巳副会長 副会長を仰せつかりました、篠田政巳です。農業委員としては2期目となりますが、皆様方と協力して、農家のため、農地の保全のため、一生懸命努力していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

事務局次長 ありがとうございます。それではここからは協議事項の審議に移りたいと思います。

これ以降は、尾崎賀一会長に進行をお願いします。尾崎賀一会長、よろしくお願いいたします。

尾崎賀一会長 それでは、進行させていただきます。

6ページをお開きください。協議事項です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 「令和5年度農地パトロール」について です。

1 農地パトロールの実施について 令和5年3月10日の農業委員会総会で決定した「令和5年度練馬区農業委員会活動指針」に定めた活動内容の主旨を踏まえた活動として実施をお願いするもので

す。活動指針については別紙資料に記載しておりますので、お目通しをお願いします。

2 実施期間について 第2回農業委員会総会（令和5年9月8日）から、第4回農業委員会総会（令和5年11月10日）の2か月間とする。例年は8月の総会から10月の総会の間でお願いしておりますが、今年度は改選もありましたので、1か月遅らせて実施するものです。7ページをお願いします。

（参考）令和4年度の農地パトロール担当地区割 です。第24期農業委員に担当頂いた件数一覧表です。具体的な地区につきましては、9ページの地図に記載のとおりです。第25期の農業委員会におきまして、12名の委員の変更がありました。お住まいの地域も異なっておりますので、その点を考慮し、主な担当地区の修正を行います。来月の総会で、今季の担当地区をお示しする予定です。

なお、農業委員の皆さまが所有される生産緑地につきましては、利害関係を有しない農業委員に調査して頂くこととなっており、橋本委員に担当していただきます。

（参考）費用弁償金額 についてです。農地パトロールについて具体的な金額は表のとおりになります。ご確認をお願いします。

8ページをお願いします。

3 今後の予定 です。8月の総会に農地パトロールの実施決定とありますが、現在の協議がこれにあたります。9月総会の日から11月総会の日まで、委員の皆さまには担当地区内の全生産緑地をご確認いただき、総会後に提出をお願いします。

その後、委員から指摘のあった地区を事務局が確認し、必要に応じて所有者に改善をお願いします。事務局の確認結果を12月中に農地パトロール部会で協議し、1月の協議会で報告いたします。2月に、1月の協議会でのご意見を踏まえて、農地パトロール部会で文書指導対象地を選定し、特別パトロールを行います。さらにその結果を

踏まえ、3月に総会で文書指導対象地を協議し、決定した生産緑地所有者へ文書を発出します。
事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問等ございましたら、お願いします。

荘埜晃一委員 農地パトロールの担当地区割で、私の担当地区と思われる地区が「西大泉」となっていますが、誤りではないでしょうか。

事務局 申し訳ございません。「大泉町」の誤りです。修正致します。

尾崎賀一会長 他に質問等ございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに14ページです。報告事項です。

事務局から説明をお願いします。

事務局 「生産緑地法第13条の規定による生産緑地のあっせんについて」です。

練馬区長から農業委員会会長宛て生産緑地のあっせん情報の周知について依頼があったため、下記のとおり報告する。

【物件地番・地積、所有者等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長 質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしくお願いします。

つぎに16ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「練馬区農業委員会後援名義等使用承認について」です。

令和5年7月20日付けで全国都市農業フェスティバル実行委員会から申請のあった練馬区農業委員会後援名義等の使用について、練馬区農業委員会後援名義等使用承認取扱要綱に基づき農業委員会事務局長の専決により承認を行ったので、下記のとおり報告する。

【名義の種類、事業主体、事業名等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

質問などございましたら、お願いします。

(発言なし)

それでは、よろしく申し上げます。

つぎに18ページです。報告事項です。事務局から説明をお願いします。

事務局

「農地法第4条第1項第7号および農地法第5条第1項第6号（市街化区域内の農地の転用）に基づく届出の受理について」です。

令和5年7月に届出のあった農地の転用について報告するものです。

【届出件数、面積等について説明】

事務局からは以上です。

尾崎賀一会長

質問などございましたらお願いします。いかがでしょうか。

(発言なし)

それではよろしく申し上げます。

1枚目の次第をお願いします。

次第4 その他です。事務局から何かありますか。

事務局 特にありません。

尾崎賀一会長 委員の皆さんからは何かありますか。

(発言なし)

それでは、以上で第1回練馬区農業委員会総会を終了します。

会 長

署 名 人

署 名 人